

「先進スポーツ国家」へ？ —イギリスのエリートスポーツ政策の分析
‘A World-leading Sporting Nation’? :
An analysis of short- and long-term elite sport policy strategies in the UK

山本真由美

要 旨

イギリスのスポーツ政策の展開を過去 10 年の政策変化に焦点を当て、エリートスポーツの政策的な戦略の変遷を分析する。本研究は政策文章の分析とインタビューを通じた政策決定過程研究の分析枠組みを用いている。2012 年ロンドン・オリンピックに向けエリートスポーツの一本化路線とともに強化費が確保されているが、いかに政府と政策執行機関が影響し合い、短期目標と長期的な政策目標との間に「ズレ」が生じてきているかを検証する。

Key words : エリートスポーツ政策・制度, イギリス, 競技者発掘・育成

ラフバラ大学・スポーツ政策研究所 / オリンピック・スタディーズ研究センター

Institute of Sport & Leisure Policy / Center for Olympic Studies & Research, SSES, Loughborough University, LE11 3TU, United Kingdom

TEL: +44-1509-22-6362 FAX: +44-1509-22-3935

E-mail: m.y.yamamoto@lboro.ac.uk

受付日 : 2007 年 6 月 30 日

受理日 : 2007 年 8 月 24 日

I. はじめに

2005年7月ロンドン・オリンピック開催決定後、潤沢な資金がスポーツに流れることをイギリスのスポーツ界が期待する一方で、オリンピック施設建設関連費の予算が高騰し、競技スポーツ(以下エリートスポーツⁱⁱと記す)への資金の集中化、重点化がスポーツの振興を圧迫するという懸念、不満が既に顕著となっている。2012年にオリンピック第4位を目指すためのイギリスにおけるエリートスポーツの動向は、国立スポーツ科学センター(JISS)やその他メディアを通じて日本に伝えられている。特に、競技力向上のためのエリート競技者の発掘と育成、効果的な育成環境を準備するためのネットワーク強化、スポーツ界におけるパートナーシップ関係構築、競技団体への重点的な資金の配分については注目を集めている。しかし、それらの情報は往々にして断片的であるため、なぜ、どのようにしてイギリスのエリートスポーツ界が現在の様相を呈するに至ったのか、今後どのような方向に向かっていくのかを理解するのは難しいⁱⁱⁱ。

本稿の目的は、1997年以降の新労働党(New Labour)政権下でのイギリス(特にイングランド)のスポーツ政策の変遷から^{iv}、エリートスポーツの政策的な位置づけを示し、1996年に創設されたUnited Kingdom Sports Council(以下UK Sportと略す)の資金配分や選手育成に関する戦略が、いかに中央政府の政策意図と絡み合っているかを考察することである。さらに、オリンピック開催決定後、矢継ぎ早になされた政府による制度改革やプロジェクトが、2012年に向けた短期のメダル獲得目標と、長期的な「パフォーマンス環境構築」に向けた目標にどのように影響を与えているのか分析する。本稿は、政策分析、政策過程研究の枠組みから行われたエリートスポーツをサブ政策領域とするもので、スポーツ政策文章の分析と政策決定者に対するインタビューに基づき諸政策アクターのエリートスポーツ政策の変遷に対する見解や価値を探るものである^v。

II. イギリスの現行のスポーツ政策

イギリス(イングランド)における現行のスポーツ政策の大枠は、1990年半ば以降に規定されている。それ以前においては、1972年に創設されたイギリス・スポーツ・カウンシル(Great Britain Sports Council, 以下GBSCと略す)がスポーツ・フォー・オールとエリートスポーツ政策施行の両方を担っていた。市場原理の導入を掲げた1980年代のサッチャー政権下では、公共スポーツ施設の外部委託・民営化が進み、学校の運動場・スポーツ施設の売却に伴い学校体育が衰退、スポーツ施設が老朽化していく。サッチャーのスポーツ全般に対する「軽視」、[侮蔑的]な態度^{vi}を離れ、スポーツを国家の公共政策として位置づけを高めたのはメージャー首相である。まず、スポーツを専門政策分野として扱う国家遺産省(Department of National Heritage; DNH)を1992年に創設、1995年には20年ぶりのスポーツ政策文章となる『Sport: Raising the Game(スポーツ:ゲームの復活へ)^{vii}』を発表、それまでのスポーツ・フォー・オール重視から学校体育と競争的なスポーツの機会の復活、国際スポーツ競技大会における成功の二大政策目標が掲げられる。さらに、1994年に導入された国営くじ(National Lottery, 以下ロタリー)の資金が1997年以降スポーツにも投入されたことで、スポーツ政策全体の資金的裏づけとなった(次項と図1参照)。

新労働党のブレア政権のスポーツ政策は、前保守党政権のスポーツにおける二大方針、組織形態を全般的に引き継いでおり、2000年発行の『A Sporting Future for All(全ての人にスポーツの未来を)』と翌年の行動計画に明示された。首相直属の戦略ユニット(Strategic Unit)と文化・メディア・スポーツ省(DNHから1997年に名称変更; Department for Culture, Media and Sport, 以下DCMSと略す)が2002年に共同発表した『Game Plan(以下ゲームプラン)』により、新労働党の包括的な政策目標と「スポーツ組織の青写真^{viii}」が具体的に示された。ブレア首相は序文で、「強大な力を持つスポーツが、政府が求める政策目標を達成するために十分に活

用されていない ix」とし、スポーツ(身体活動全般)を教育、健康、社会政策と結び付け x, 2020 年までの長期的目標を立てている。現在のスポーツ政策の特徴は、新労働党政府の政策中心課題である社会の統合、社会的包含 xi を達成するための手段としてスポーツの社会政策的な価値が高められ、「社会問題」である若年層の肥満や犯罪数の減少、社会格差の是正、貧困地域の再開発と活性化を促すためのスポーツの役割が明確にされている。一方で、エリートスポーツの成功の意義を、人々に「(スッキリするような)気分の良さ(feelgood factor)」、つまりナショナル・アイデンティティと誇りを昂揚し、国家の国際的イメージを生み出すものであるとし、国際競技力向上のための政府の役割を定義、公的資金の必要性がうたわれている。エリートスポーツは若年層のスポーツ参加、学校の体育・スポーツと関連付けられ、次の 6 点が政策実施プランとして示されている。1) 諸機関の役割の簡素化、「責任」の明確化、2) 効率的な公的資金配分、3) 設定した目標を効率的・効果的に達成するための「近代的(modernised)」で専門的なスポーツ経営組織への変革 xii、4) 統一されたタレント育成モデルの提唱、5) 「有能で才能ある(Gifted & Talented)」教育政策プログラムを通して学校の体育・スポーツの役割を才能ある子どもの能力を活かし伸ばすことへの期待(詳しくは下記 IV を参照)、6) 国際レベルの競技力向上のためのエリート・コーチの育成、質の良いコーチの確保等である。

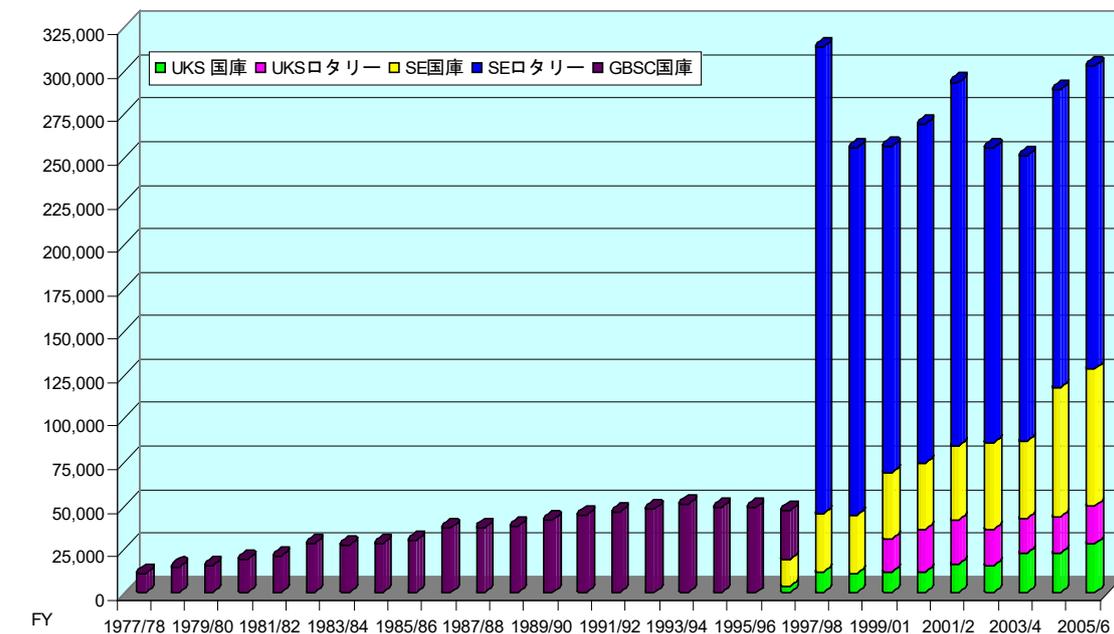
Ⅲ. UK Sport の効率的で効果的なメダル獲得戦略

イギリス・スポーツ・カウンシル(GBSC)の有していたスポーツ振興とエリートスポーツの両機能は、「非政府直属公的機関 xiii」として UK Sport が 1996 年に設立されたことで、エリートスポーツの政策執行機関が専門化された。この専門機関の設立と経営、その他サービス・プログラム運営を可能にしたのは、ロタリー資金である。GBSC から移行期を経て 1997 年に「強化」の機能が「普及」の機能から分離明確化され、(エリート)スポーツの政策展開に

伴い、エリートスポーツの「専門集団」である UK Sport への国庫からの拠出金が 1997 年以降一定となり、1999 年からはスポーツに配分される 16.6% のロタリー資金の内 xiv, 9.2% が UK Sport に割り当てられ、「強化」関連の公的資金が安定してきたということが図 1 から伺える。またこの図から、Sport England に割り当てられるイングランド全体のスポーツ振興への公的資金についても一定ではないが上昇傾向にあると言える。

しかし重要なのは、UK Sport 設立後、さらにロンドン・オリンピック開催決定後、Sport England の権限が縮小され、スポーツ振興についても国際競技力向上のための環境整備が中心課題となり、UK Sport の政策執行機関としての組織的影響力が強まっているということである。それは、ロタリーの資金を基に、「ワールドクラス・パフォーマンス・プログラム(現ワールドクラス・パスウェイ・プログラム)」としてトップ選手の金銭的サポートや専門的サービスを提供し、2002 年にイングランド内の 9 地域に置かれた English Institute of Sport(イングランド・スポーツ科学機関; 以下 EIS)と他の 3 つの分権地域に創設されたエリートスポーツの専門機関間で、ネットワーク型の競技者のサポート体制の中核を UK Sport が担うこととなったことから明らかである。また、ロンドン・オリンピックでのメダル獲得の成績第 4 位という目標達成のため、「労力と資源の重複を最小限にし、インパクトを最大限 xv)に活かすことを目的に、2006 年 4 月以降それまで Sport England が有していた EIS の運営、ワールドクラスより下の選手の育成・強化機能と資金の管理責任をも UK Sport に移管される。2012 年まで 2 億ポンド(約 480 億円)の公的資金の追加が UK Sport に確約されたことで、「メダル獲得戦略」のための資金、組織体制がほぼ整うこととなる(図 2 参照)。

図 1： イギリス/イングランド・スポーツ予算 (1977-2006)



参照：1999年～2005年までの UK Sport Grant-in-Aid と National Lottery Report and Accounts 報告書;
 2000～2006年までの Sport England Annual Report(各年次報告書);
 Hansard Written Answer, 2002年2月13日

<註>

本表は、イングランドのスポーツ振興費とイギリスのエリートスポーツ強化費の両方を示す。£1= 約 240 円。

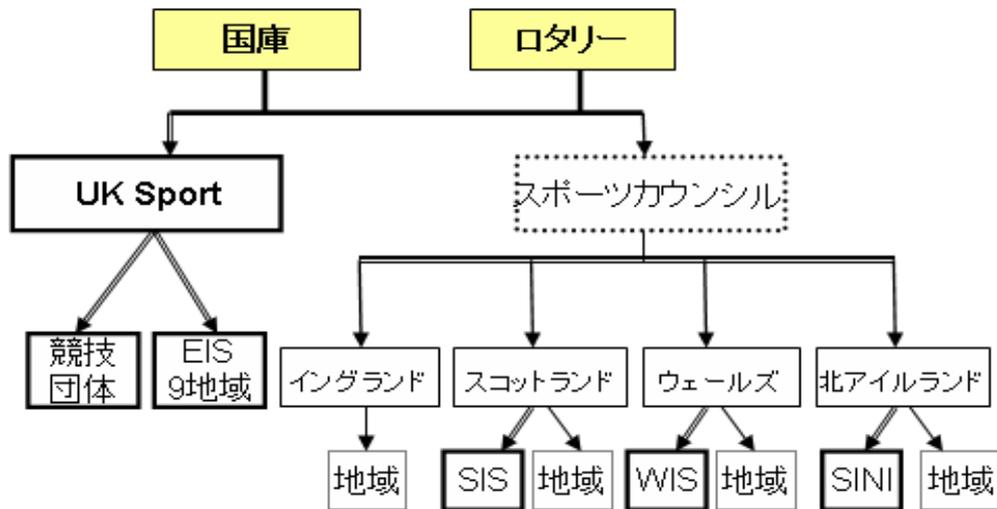
1996年はイギリス・スポーツ・カウンシルからスポーツ・イングランド、UK Sport への移行期であるため、それら三組織に資金提供されている。

1997/98 からスポーツ・イングランドへロタリー資金の配分開始。初年度は国庫資金£3,373 万、ロタリー資金は£2 億 6,822 万の配分であるが、1997 年から 2006 年までのロタリー資金の平均は、£1 億 7,500 万。また、1999/00 から UK Sport へロタリーの資金が提供されている。2005/06 の UK Sport の公的資金の内訳は、国庫が£2,875 万、ロタリー資金£2,119 万。

Diagram 1: Sport budget for UK/England (1977-2006)

The diagram shows the availability of exchequer subsidies and national lottery to sport in the UK and England between 1977 and 2006.

図 2 イギリスのスポーツ資金の流れ(簡略図)



注: → は、エリートスポーツ関連費
IS/ SIIは、Institute of Sport/ Sport Institute の略
地域におけるスポーツ振興は地域競技団体への補助金、施設建設費等も含む

Diagram 2: Selective flow of funding for sport in the UK

The diagram illustrates two funding streams from exchequer and national lottery to UK Sport and Sports Councils in the UK.

国庫とロタリーの公的資金を得る UK Sport は、「DCMS と UK Sport の間の資金合意」を結び、その「合意目標」達成のための戦略を履行することが求められている。そして、競技団体は包括的な強化計画であるパフォーマンス・プランの UK Sport への提出が義務付けられ、実際のメダル獲得数、合意目標の到達度により UK Sport からの強化費配分が決まるため、両者の間に「契約関係」が結ばれていると言える。特筆すべきは、政府の全政策分野に渡る公的資金の効果的運用、「近代」組織に基づく効率的組織経営の方針を受けた UK Sport が、「契約」の中心課題として、競技団体が「目的に合う (fit for purpose)」組織に変革するための舵取りをしているということである。競技団体の非専門的で非効率な運営と長年続いたボランティア精神から抜け切れない文化は、数々の政府関連報告書で批判

され xvi, UK Sport がモデルとして提唱する組織の「近代化」、ガバナンス経営へと大きく動いている (表 1 参照)。

その要求は、英国会計検査院 (National Audit Office; NAO) が行ったアテネ・オリンピックの強化費とその成績を基に公的資金の効率性、有効性の監査報告で明らかとなる。NAO 報告では、2001 年 4 月から 2005 年 3 月までのアテネ・サイクルで強化費の 55% が陸上、ボート、自転車、セーリングに配分され、イギリスのメダル獲得率の 61% がこのトップ 4 競技で占めた一方で、公的資金を受けた 6 競技 (体操、柔道、トライアスロン、射撃、ウェートリフティング、テコンドー) は「契約不履行」であったことから、一つのメダルに 240 万ポンド (約 5 億 7,600 万円) かかったとされる (合意が達成されていれば 170 万ポンドの試算)。この NAO 報告を受

けた UK Sport は、合意メダル獲得数に達しなかった競技団体への強化費とロタリー資金の援助を受ける強化選手数の削減、さらなる重点化を図るが、ロンドン・オリンピック開催決定を経て、これまで 18 種目のみに限られていた強化資金をサッカー、テニス以外の全オリンピック種目へ資金配分を拡大する決定をしたことで、UK Sport は「妥協なき (No Compromise)」アプローチとしてその評価、監査機能をさらに強めることとなった xvii.

IV. 短期的な戦いと長期的な競技力の確保

上述したような DCMS と UK Sport と競技団体の間の契約関係が強調される一方で、ロンドン・オリンピックで第 4 位という短期目標と、UK Sport の会長であるジョン・スティールが主張する「イギリスのパフォーマンス・システムの長期的変革」目標との間に齟齬が生まれ始めている。その短期と長期目標の間のズレは、次の三点にまとめられる。第 1 に、イギリスでは競技者人口が極端に少なく、国際競技力が低いハンドボールとバレーボールが

2012 年のオリンピックに備え、「特急」で「確実な競技力水準」の確保を目標としていることである xviii. これは、オーストラリアの経験を生かしたイギリスで初めての全国レベルでの「タレント発掘」、「種目転向」プログラムとして、5 年間の短期プログラムがいかに機能するか注目されている。しかし、身体的能力が既に発達し、ある程度の競技力を示しているタレントの育成に労力と資金を集中し、オリンピック用に編成された即席チームが、この種目への長期的な参加者の確保に繋がるとは言い難いと思われる xix.

第 2 に、「妥協なき」姿勢で 2012 年オリンピックで結果が求められる一方で、長期的なスポーツ参加の母体を広げる競技者の発掘と育成プランの作成が競技団体に求められている点が挙げられる。『ゲーム・プラン』で掲げられた長期的な競技者の発掘と育成のモデルである「Long-Term Athlete Development(以下 LTAD と略す xx)」は、競技団体のみならず、スポーツの諸機関、諸アクター間で指導と育成の概念、価値の共有が可能なモデルとしてイギリス国内で浸透し始めているという点において、注目に値する。ところが、LTAD モデルの

Table 1: The basic concept for 'Building Blocks for Modernisation'

表 1: 「近代化」モデルの基本要素

	要素
1.価値	近代化の文化とエートス：専門化、外部資金獲得のための商業化、協同・協調、自治・説明責任・パフォーマンス監査、平等・全ての人々のスポーツへのアクセス
2.戦略	近代化のためのヴィジョン・目標設定：戦略設定、変化を恐れない組織発展、目標を明確化し優先順位を立てた焦点化、自己投資
3.人的資源	近代化を助けるための核となるスタッフとスキル：適切なスキルを持ち研修を受け、経験のあるマネジメント・スタッフの配置、スタッフと理事役員の研修機会、ボランティアへのサポート・研修、知識供給のためのコミュニケーション
4.システム	近代化を支えるために必要な枠組み：アウトプットを中心としたアカウントビリティー、キー・パフォーマンス・インディケーター(主要業績評価指標)を示す、情報技術の導入と最新技術を使いこなせるスキルを持ったスタッフ配置

Deloitte & Touche, 2003, pp.14-5 より

最高段階を担う UK Sport はこのモデルを基盤とせず、競技者のオリンピックでのメダル獲得に至るまでの経過、可能性に焦点を絞り、「独自の科学的メカニズム」に基づき資金配分の決定をしている。このメカニズム策定に中心的役割を果たした UK Sport のシニア・レベルの強化担当者は、第 4 位になるためには最低 120 人のメダリストが必要だとし、各オリンピック種目のメダル数、表彰台に上がるだけの力がある選手数、トップ下のディベロップメント選手の数に基づき資金配分額を決定したとする。つまり、「4 年の内に表彰台に上がる可能性のある選手 1 人につき 1 年 7 万ポンド(約 1,680 万円)を競技団体を通して支給し、「正しいレベルの数少ないアスリートに狭く配分することが、定義として妥協できるものだ」とする。また UK Sport は、エリート選手への十分なサポートを可能とする「基盤強化の青写真」も競技団体に示している xxi。従って競技団体は、上記の「近代的な組織への変革」、10 年以上の長期的な競技者育成プランの策定を UK Sport に求められる一方で、短期的に成績を追及し強化費を確保する必要性に迫られ、さらに板ばさみな状態となっていることは見逃せない。

第 3 に、スポーツと教育の合同政策として体育・学校スポーツ・クラブ・リンク(PE and School Sport Club Links; 以下 PESSCL と略す) が 2003 年から実施されている xxii。ここでは、学校体育の「質の向上」だけでなく、12~16 歳を対象とした身体的なパフォーマンスに秀でている子どもだけでなく、認知能力、想像力、リーダーシップ、運営能力に優れた「有能」で「才能」を有する子どもの能力を伸ばし、開花させるための基盤作りの場所として学校の役割が強調されている xxiii。特に PESSCL で重要なのは、スペシャリスト・スポーツ・カレッジ xxiv に配置されるスクール・スポーツ・コーディネーターやスポーツ・コンペティション・マネージャーが学校の体育・スポーツ、スポーツ競技大会の機会拡大を通し、学校と地域クラブを繋ぐ役割を果たすことへの期待が大きくなっていることである。同時に、2006 年に導入された国際競技大会を模倣した政府資金で運営される英国学校選手権(UK

School Games)、12~18 歳を対象とした「2012 年タレント奨学金(TASS2012)」支給制度が競技団体の推薦をベースとすることになった。その結果、これまで断続的であった学校と競技団体、クラブの間の橋渡し、つまり「競技パスウェイ」を強化する制度が導入され、長期的に才能のある競技者を育成する可能性が拡がり始めていることが指摘できる。

V. 終わりに、現場への応用

イギリスでは、1990 年代後半以降エリートスポーツの制度的、資金的な基盤ができ始め、ロンドン・オリンピックの開催決定を機に、自国開催オリンピックでのメダル獲得数第 4 位の目標達成のためのエリートスポーツの一本化路線が取られ、2012 年まで強化費の確保がなされている。一般的なスポーツ振興政策は社会、教育制度の枠組みの中に位置づけられながらも、エリートスポーツのみがそれらと切り離され、重点的に資金が配分され、数少ないトップ・アスリートに焦点が当てられている。しかし上述したように、短期的なメダル目標と長期的な競技者の発掘と育成のための環境整備、プラン作成の間で、競技団体の「変革」が政府の「近代化計画」により方向付けられている。雑然とした草の根からエリートレベルに至る諸アクター間のパートナーシップ形成過程において、現在 LTAD が唯一の「共有モデル」としてイギリスを世界の「先進スポーツ国家」とするために歩き始めていると言える。

各国の政治制度、スポーツ組織やスポーツの価値観に相違が見られるため、その国の実情に合わせた形で他国のスポーツ政策のあり方が考察されるべきことは言うまでもない。しかし、2016 年の東京オリンピック招致を前提に金メダル獲得数世界第 3 位を目指す日本のエリートスポーツの政策立案者が、長期的な「パフォーマンス文化」の創設をいかに構想するかにあたり、イギリスの事例はエリートスポーツの振興が長期的な競技者の発掘と育成との間で矛盾を生じる可能性をはらむとい

う点で参考になる。また、競技団体のガバナンス組織が整備され、一連の PESSCL 戦略により、これまで不連続で相互に懐疑的であった競技団体と学校、クラブとの「ダイアログ」の基盤が整い始めたことで、このスポーツと教育の合同政策が上述した目標の齟齬を埋め、「長期競技パスウェイ」環境を生み出す可能性を秘めているものとして捉えられるだろう。

VI. 参考・引用文献

- 1) Bailey, R. and Morley, D. 'Towards a model of talent development in physical education'. *Sport, Education and Society*, 11, 3: pp.211-230, 2006.
- 2) Balyi, I. 'Long-term Athlete Development: the system and solutions'. *Faster, Higher, Stronger (FHS)*, 14: pp.6-9, 2002.
- 3) Balyi, I. and Hamilton, A. *Long-Term Athlete Development: Trainability in Childhood and Adolescence. Window of Opportunity, Optimal Trainability*. National Coaching Institute British Columbia & Advanced Training and Performance Ltd., Victoria, 2004.
- 4) Deloitte & Touche. *Investing in change – High level review of the modernisation programme for governing bodies of sport*. Deloitte & Touche, London, 2003.
- 5) Department for Culture, Media and Sport (DCMS) *A Sporting Future for All*. DCMS, London, 2000.
- 6) DCMS. *Elite Sports Funding Review*, Report of the Review Group, chaired by the Right Honorable Dr Jack Cunningham MP ("Cunningham Review"), DCMS, London, 2001.
- 7) DCMS/Strategy Unit. *Game Plan: A strategy for delivering government's sport and physical activity objectives*. DCMS/Strategy Unit, London, 2002.
- 8) DCMS. *The People's Lottery (White Paper)*. DCMS, London, 1997.
- 9) Department for Children, Schools and Families (元 Department for Education and Skills), World Wide Web www.standards.dfes.gov.uk/specialistschools/ (最終アクセス, 2007年6月24日).
- 1 0) Department for Education and Skills/Department for Culture, Media and Sport. *Learning through PE and sport: A guide to the physical education, school sport and club links strategy*. DfES/DCMS, London, 2003.
- 1 1) Department of National Heritage. *Sport: Raising the Game*. DNH, London, 1995.
- 1 2) England Basketball, World Wide Web www.englandbasketball.com/NewsLetter (最終アクセス, 2007年6月24日).
- 1 3) English Institute of Sport. *EIS Passion with Purpose*. EIS, London, 2006.
- 1 4) Gilroy, S. & Clarke, 'Raising the game: deconstructing the sporting text - from Major to Blair', *Pedagogy in Practice*. 3, 2: pp.19-37, 1997.
- 1 5) Green, M. 'Integrating Macro- and Meso-Level Approaches: A Comparative Analysis of Elite Sport Development in Australia, Canada and the United Kingdom'. *European Sport Management Quarterly*. 5, 2: pp.143-166, 2005.
- 1 6) Green, M. & Houlihan, B. *Elite Sport Development: Policy learning and political priorities*. Routledge, London, 2005.
- 1 7) Houlihan, B. *Sport, Policy and Politics: A Comparative Analysis*. Routledge, London, 1997.
- 1 8) Houlihan, B. & White, A. *The Politics of Sports Development: Development of sport or development through sport?*, Routledge, London, 2002.
- 1 9) Kirk, D. 'Framing Quality Physical Education: the Elite Sport Model or Sport Education?'. *Physical Education and Sport Pedagogy*, 9, 2: pp.185-195, 2004.
- 2 0) Newman, J. *Modernising Governance: New Labour, policy and society*. Sage, London, 2001.
- 2 1) Oakley, B. & Green, M. 'Still playing the game at

- arm's length? The selective re-investment in British sport, 1995-2000'. *Managing Leisure*, 6: pp.74-94, 2001.
- 2 2) PAT 10. *National Strategy for Neighbourhood Renewal: Policy Action Team Audit: Report of the Policy Action Team 10: The contribution of Sport and the Arts*. DCMS. London. 1999.
- 2 3) Penney, D. 'Physical education, sporting excellence and educational excellence'. *European Physical Education Review*, 6, 2: pp.135-150, 2000.
- 2 4) Penney, D. & Evans, J. *Politics, Policy, and Practice in Physical Education*, Routledge, London, 1999.
- 2 5) Sport England. *What We Do and How We Do it*, Sport England, London, 2007.
- 2 6) UK Sport. 'UK Sport Launches "Mission 2012"', UK Sport プレス・リリース, 2007年5月8日発表,
http://www.uk sport.gov.uk/news/uk_sport_launches_mission_2012/ よりアクセス可(最終アクセス, 2007年6月24日).
- 2 7) UK Sport. *DCMS – UK Sport Funding Agreement: 2005/06 – 2007/08*. UK Sport, London, 2006.
- 2 8) UK Sport. *Transforming the UK High Performance Sport System*. UK Sport, London, 2006年4月11日発表,
<http://www.uk sport.gov.uk/assets/File/newsArchivePdf/OandPfunding.pdf> よりアクセス可(最終アクセス, 2007年6月24日).
- 2 9) UK Sport. *Funding Release Triggers*, UK Sport, London, 2006年4月11日発表,
http://www.uk sport.gov.uk/assets/File/newsArchivePdf/fundingtriggers_210706.pdf よりアクセス可(最終アクセス, 2007年6月24日).
- ⁱ イギリス=The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland(United Kingdom, the UK, GB と略される)のスポーツ政策分野は, イングランド, ウェールズ, スコットランド, 北アイルランド 4 の地方分権政府で各々政策目標に相違, 特徴がある. イングランド以外, スポーツ統括組織は各スポーツ・カウンシルが競技スポーツと生涯スポーツの両分野を担当しており, 各地方分権地域にエリート競技者のサポートのための機関がある. 競技団体についても, 各分権地域で編成されていることが多く, コモンウェルス・ゲームズ(英国連邦大会)やワールドカップ等の国際競技大会においては, イギリスから 4 チームが「国」の代表チームを編成する. オリンピック, パラリンピック, その他世界選手権については, イギリス統一チーム「Team GB」を編成する. 本稿では, 特にオリンピック関連の「イギリス」全体の政策と, 「イングランド」のみに当てはまる政策, 行政サービス, エリートスポーツ機構とを必要に応じて分けて表現する.
- ⁱⁱ 「エリートスポーツ」は, 「ハイパフォーマンス・スポーツ」「競技スポーツ」「チャンピオン・スポーツ」とも呼ばれることがあるが, 国家(稀に地域)を代表する国際競技大会レベルのスポーツを意味する. つまり, オリンピック, ワールドカップ, 世界選手権, 大陸別国際大会(例えばアジア大会, 欧州選手権)等がその範囲となる.
- ⁱⁱⁱ この点に関しては, Green & Houlihan, 2005; Oakley & Green, 2001; Houlihan, 1997 を参照.
- ^{iv} 本稿執筆時の 2007 年 6 月 27 日に, 首相であり労働党党首がトニー・ブレアからゴードン・ブラウンに交代した. その首相交代に伴うオリンピック関連の政策, スポーツ全般の政策展開については, 今後の動向を追うこととしたい.
- ^v 類似した理論的枠組みとして, Green, 2005 を参照されたい. また, 詳細なスポーツ政策・戦略分析は紙幅の関係で省略し, 本稿ではエリートスポーツの政策展開を中心に分析をする.
- ^{vi} Houlihan, B. & White, A, 2002, 78 ページ.
- ^{vii} ここでの「ゲーム」とは, イギリスもしくはイングランドにおける「伝統的」ゲーム, 特に, クリケット, ホッケー, サッカー, ネットボール, ラグビー・ユニオン, テニスが念頭にある. これらのゲームが学校体育・スポーツ推進の中心的スポーツとされる(Department of National Heritage, 1995).
- ^{viii} DCMS/Strategy Unit, 2002, 11 ページ.
- ^{ix} 同上, 5 ページ.
- ^x 詳しくは, 1998 年に政府代表, 現場の専門家, 学識経験者で組織されたスポーツとレジャーに関する政策運営チーム 10(Policy Action Team; PAT10)の報告書を参照.
- ^{xi} 1997 年に政権に就いたブレア政権の中心的政策方針の一つに, 「社会的包含」(原語 social inclusion)がある. この「social inclusion」の政策とは, 経済的, 社会的, 年齢, 文化的に社会から排外され, 弱い立場にある人々(移民, 下層労働者階級, シングル

マザー等)の地位,能力の向上を目指す政策である。
 xiii ‘Modernised government’=近代的な政府を目指す新労働党の政策方針は,全政府関連諸機関の組織のあり方の変革を求めるものとなっている。詳しくは, Newman, 2001 を参照されたい。

xiii 非政府直属公的機関とは, Non-departmental Public Bodies; DNPB, もしくは準独立政府機関; Quangos と呼ばれ, 政策の大枠を示す政府機関(スポーツの場合は DCMS)と「適度に離れた良い関係(‘arm’s length’ relations)」を保ち, 政策を効果的に履行するとされる。

xiv 当初保守党政権によりロタリー収入の資金配分のための5の「良い理由(Good Causes)」, 芸術, スポーツ, チャリティー, 文化遺産, 千年祭(ミレニアム)が示された。労働党政権以降, 6つ目の配分先となる「New Opportunities Fund(新しい機会創設のための基金)」について, 1997年当時の文化・メディア・スポーツ大臣が『白書』に明示した。

xv UK Sport 理事長スー・キャンベル(Sue Campbell), EIS, 2006, 3 ページ。

xvi それらには, 例えば, *Cunningham Review*, 2001; *Carter Report*, 2005 が挙げられる。

xvii 詳しくは, UK Sport の「資金とサポートガイド(A Guide to UK Sport Funding and Support)」, 「資金拠出(Funding Release Triggers)」(共に2006年4月11日発表), 「ミッション2012(Mission 2012)」(2007年5月8日発表)を参照のこと。また, このUK Sport の評価・監査機能強化の例として次が最もよい例として挙げられる。強化資金を受けるに「見合わない」とされたイングランド・バスケットボール機構が, スポーツ・イングランドから拠出される「スポーツ全般の育成費」を2006年9月に一時中止され, UK Sport が「直接介入」をし, オリンピック・チーム編成のためのパフォーマンス・プログラムを作成することとなった。32万5千ポンド(約7,500万円)資金は, イングランド・バスケットボールが機構改革を受け入れることで, 2007年6月4日に解除された。www.englandbasketball.com/NewsLetter を参照のこと。

xviii 2007年5月5~7日に行われた, イギリス・ハンドボール・タレント発掘プログラムでの筆者の参加観察, ハンドボール協会の担当者へのインタビューに基づく。

xix この点は, 9あるEISの一地域マネージャーとのディスカッションに基づく(2007年2月27日)。

xx LTAD について詳しくは, Balyi, 2002, Balyi & Hailton, 2004 を参照のこと。

xxi この点は, 2012年に向けたUK Sportの強化の資金配分方法の決定に中心的役割を果たしたUK Sportのシニア・レベルの強化担当者の話に基づく(2007年2月9日)。

xxii PESSCL はイングランドにおけるDCMSとDfESの共同政策分野であるが, プロジェクト推進のために2003年~2006年までに4億6千万ポンド(約1,100億円)の資金の投下がなされている。

xxiii ‘Gifted & Talented’ は, 教育政策全般のプログラムであり, 体育教科に限ったものではない。しかし, 体育の場合, 身体的なパフォーマンスに秀でている子どもだけでなく, 認知能力, 想像力, リーダーシップ, 運営能力に優れた子どもも対象とし, 「才能」や「能力」を広範に捉えていることが他教科との相違点であることを指摘しておく。詳しくは, DfES/DCMS, 2003, Bailey & Morley, 2006 を参照のこと。また, 学校体育・スポーツの機会の場が, 競技力向上, 「競争」を求められる場所となっていることを批判する論調があることも忘れてはならないだろう(Penney, 2000; Kirk, 2004 参照)。

xxiv スペシャリスト・スポーツ・カレッジ(Specialist Sport Colleges)は, 政府の専門性ある教育政策の一環である。芸術, ビジネス&企業, 工学, 人文科学, 言語, 数学&コンピューター, 音楽, 科学, 特別な専門性, スポーツ, 科学技術, 職業訓練, といった専門分野から各中高等学校(カレッジ)が申請をし, 専門の地位を得る。詳しくは, 教育・技能省(Department for Education and Skills)の<http://www.standards.dfes.gov.uk/specialistschools/> を参照のこと。